平成２６年（フ）第４３号
兵庫県宝塚市泉町７番13―202号、前住所兵庫県宝塚市雲雀丘山手１丁目４番29号　203
債務者　角野こと　角野江身子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
鳥取県境港市渡町1363番地３　市営渡団地53Ｂ棟51号
債務者　岡村　正之
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１３号
鳥取県境港市栄町５番地
債務者　持田美代子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字嘉鉄323番地
債務者　龍　　圭子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第２１１号
秋田市山王中島町７番26号
債務者　本川　成一
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９号
奈良県桜井市大字慈恩寺1120番地
債務者　筒井　恭子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５７号
奈良県生駒市門前町10番27―207号
債務者　杉山　智美
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６５号
奈良県天理市中町299番地１　カドデュソレイユ303号室
債務者　瀬戸　優彦
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
島根県邑智郡邑南町高見1031番地８
債務者　杉本　正道
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第２３号
広島県府中市阿字町431番地１
債務者　村上　雅一
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３９号
神奈川県平塚市老松町17番11号　スカイビレッジ401号
債務者　曽根　啓介
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４０号
東京都新宿区天神町63番地　神楽坂メゾン６Ａ
債務者　曽根　令子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第６号
青森県弘前市大字原ケ平３丁目７番地24
債務者　板垣喜代治
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２７４号
愛知県清須市西枇杷島町末広51番地
債務者　篠田　明美
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８号
山口市阿知須4871番地１　丸円第３ビル608
債務者　岡崎　利恵
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２３２４号
札幌市東区本町２条６丁目４番７号
破産者　札幌製菓株式会社
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７１号
栃木県宇都宮市越戸町98番地１　コーポ渡辺Ａ―203
破産者　菊池　智治
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２６号
栃木県宇都宮市平松本町362番地２
破産者　有限会社ジェイ・イー・エス
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係